

中川事務所新聞

第 1 1 9 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【ふるさと納税で名産品をゲット】

自分の居住地以外の自治体へ寄付すると、その寄付額のうち2千円を超える部分が自分の税金から控除されます(ふるさと納税)。自治体によっては寄付者に対して名産品を配っているところもあり、これを利用すると実質2千円で各地の名産品が手に入ります。

例えば、寄付額1万円に対して
神奈川県三浦市...マグロのお刺身セット300g
兵庫県淡路市...淡路ビーフ500g など

どこの自治体に寄付するかは自由なので、2千円で各地の名



産品を食べ比べというのも悪くないでしょう。

【保険金の請求漏れはありませんか？】

昨今の医療技術の進歩で以前は入院が必要だった手術が日帰りで簡単に終わるようなものも増えてきました。そのような手術でも生命保険の医療保険で保険金が支給されるものが多くあります。

先日私も一人でバイクで病院へ行き、手術時間5分(滞院時間2時間)で帰ってきて普通に仕事に復帰したような手術で、しっかり手術給付金が支給されました。皆さんもご自分で入っている保険内容はしっかり把握しておきましょう。

【無料相談会のお知らせ】

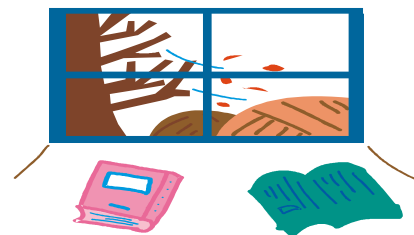
行政書士会姫路支部では毎月

下記の3か所において一般市民・企業向け無料相談会を行っています。今月は私が窓口当番なので、お知り合いの方で困りごとがあればお声掛けください。時間は13時半～16時、予約不要です。

- 12(火)姫路商工会議所
- 19(火)中播磨県民局
- 25(月)姫路市役所

【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・年末調整の準備
- ・過重労働解消キャンペーン
- ・年末に向けた各種準備



知ってお得！？法律雑学

Q.夫婦二人だけの家族です。どちらかが亡くなった場合、兄弟に財産を取られると聞きましたが本当ですか？

A. 本当です。

親、祖父母、子供がいない場合の法定相続人は、配偶者と兄弟姉妹で、相続分は配偶

者3/4・兄弟姉妹1/4です。仮に財産が自宅だけだった場合、その自宅の持ち分の1/4は兄弟姉妹のものとなります。

こういった事態を避ける最良の方法は、夫婦がお互いに万一の時は配偶者に全財産を相続させるという遺言を残す

ことです。兄弟姉妹には遺留分がないので、この遺言だけで財産に権利を主張されることはありません。



経営談義

【資産を守る投資マインド】

現在進められているアベノミクスでは、物価上昇率2%を目指しています。これが思惑通り達成された場合、今年1万円で購入できるものが来年には1万200円かかるということになります。

一方、大手銀行の1年物定期預金金利は0.025%程度ですが、1万円を1万200円(2%)に増やすためには現状の80倍の金利上昇が必要で、現実的には起こりえないでしょう。

これまでのデフレ下では仮に預金金利がゼロであっても、



1万円のもものが来年には例えば9800円程度に値下がりしていたので、何もしなくても(銀行に預けておくだけで)現金の価値は上がりました。しかし、政府が目指すインフレ下では、何もしなければ現金の価値が下がり続ける(=同じ金額で買える量が少なくなる)ことになります。

このような状況下では、資産を増やす投資の考え方が必要になってきます。そのため、来年からは少額投資非課税制度(通称：NISA)が始まります。これは簡単に言ってしまうと、500万円までの投資での儲けには税金はかからないということです。例えば500万円の投資で100万円儲けた場合、通常は税金を20万円払わなければならないところ、この制

度ではゼロでいいということです。これは明らかに国による貯蓄から投資への誘導です。

この制度をどのように利用するか、そもそも何にどれくらい投資するかは、各個人の投資戦略によります。運用益2%を達成できなければ資産は減少、2%ちょうど(銀行預金の80倍の運用成績)でトントンという厳しい世界です。何もしないことのリスクを認識したうえで、どこまで自分がリスクをとれるか、慎重に吟味して行動しましょう。



あじがわ

少女野球の選手である中学生の姪を相手に全力投球したら、いとも簡単に捕球されて鼻で笑われました。バドミントンの練習をしている女子小学生に稽古をつけてやろうとしたら、コートの中をキリキリ舞いさせられた挙句に息切れでへたつてしまいました。子供たちが凄いのか大人が情けないのか、とにかくこのままではダメですね。

先日から電子書籍を使い始めました。専門書は相変わらず紙の本ですが、電子書籍に向く本というのもあるので、外出のお供に重宝します。



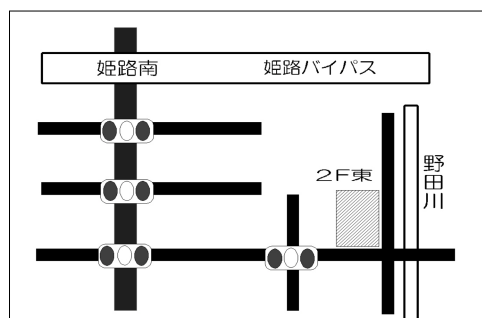
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp